

令和５年度第１回鳥取市社会福祉審議会議事概要

【日 時】令和６年２月１日（木）午後１時３０分から午後３時００分

【場 所】鳥取市役所本庁舎６階６－５～６－６会議室

【出席者】○委員

石谷暢男委員長、星見健蔵委員、田中節哉委員、大黒進委員、藤田祐治委員、
福田正美委員、山根裕委員、大谷喜博委員、市谷貴志子委員、池田実央委員、
目黒道生委員、荻原誉康委員、金谷達美委員、矢部征委員、山本雅宏委員、垣
屋稲二良委員、間屋口貴仁委員、岡美智子委員、石本裕美委員、山口朝子委
員、國本真吾委員

（欠席：塩野谷斉副委員長、藤原美江子委員、高田耕吉委員、森田明美委員）

○事務局

福祉部 蔵増祐子部長

同 地域福祉課 山内健次長兼課長、山根徑課長補佐

同 長寿社会課 橋本渉次長兼課長、増田和人課長補佐

同 障がい福祉課 田川新一課長、太田信一課長補佐

健康こども部こども家庭局

こども未来課 小野澤裕子局長兼課長、入江竜生課長補佐

１ 開 会

定刻より少し早いですが、本日の出席者予定者が全員そろわれましたので、ただ今から令和５年度第１回鳥取市社会福祉審議会を開会いたします。

《会議の成立報告》

（事務局）

※委員２５名中２１名（午後１時３０分時点）の委員の出席を確認し、会議の成立を報告。（鳥取市社会福祉審議会条例第６条第２項の規定による）

２ あいさつ

（事務局）

開会にあたり、委員長よりご挨拶をお願いします。

（委員長）

あいさつ

《委員交代の紹介》

（事務局）

続きまして、委員の交代がございましたので、ご紹介いたします。

鳥取市老人クラブ連合会より、平井堅志様に、本委員会の委員を務めていただいて

おりましたが、連合会の役員改選に伴い、藤田祐治様に交代となります。

それでは藤田委員様より、一言自己紹介をお願いします。

(委員)

自己紹介

《諮問》

(事務局)

本日、ご審議をいただく「第9期鳥取市介護保険事業計画、高齢者福祉計画」及び「鳥取市障がい者福祉計画、第7期鳥取市障がい福祉計画、第三期障がい児福祉計画」について、鳥取市社会福祉審議会へ諮問をいたします。

福祉部長が諮問書を読み上げ、委員長へ提出。

- ・第9期鳥取市介護保険事業計画、高齢者福祉計画について
- ・鳥取市障がい者計画、第7期鳥取市障がい福祉計画、第3期鳥取市障がい児福祉計画について

(事務局)

それでは3の議事に移りたいと思います。

ここからの進行は、条例第6条の規定によりまして、委員長が議長となるとなっておりますので、委員長に議事の進行をお願いいたします。

また、本日の議事録署名委員を2名の委員にお願い足しますので、よろしくお願いいたします。

3 議 事 [委員長進行]

(1) 第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について

(委員長)

議事の1、第9期鳥取市介護保険、事業計画、高齢者福祉計画についてでございます。これは、現計画が令和5年度までということで、令和6年度、次期の計画についてでございます。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

【資料1－1 第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）について】

こちらの資料、まず2番、計画の位置付けの方から説明をさせていただきます。介護保険事業計画・高齢者福祉計画につきましては、介護保険法、老人福祉法に規定される法定計画として、3年ごとに策定するものでございます。また、本計画は上位計画でもございます鳥取市の総合計画や、地域福祉推進計画の個別計画となっております。次に3番の計画期間です。計画期間は、来年度、令和6年度から令和8年度ま

での3ヵ年間となります。

上の方に戻りまして1番、計画策定の目的です。このたびの第9期計画期間中に、令和7年、2025年を迎えます。いわゆる2025年問題と言われております、団塊の世代の皆様が、概ね75歳以上となり、超高齢社会という社会構造の大きな分岐点を迎えることとなっております。医療、介護、福祉をはじめ、様々な分野に影響を与えると言われております。また高齢者数が、最大になるというふうにと言われております。また、2040年、令和でいきますと言えは22年になりますけども、2040年頃を見据えまして、健康寿命の延伸や、安心して暮らせるまちづくりを目指すため、本計画を策定するものでございます。

中程4番、計画の策定体制及び5番のスケジュールでございます。計画の策定体制といたしましては、介護保険等推進委員会を設置いたしまして、今年度現在まで5回開催いたしまして、計画原案について検討協議を行って参りました。12月から1月にかけては、市民政策コメントを実施。1月19日開催の第5回、介護保険等推進委員会において、最終案を取りまとめいたしまして、本日の社会福祉協議会への諮問となっております。

以降、計画の概要と保険料の説明につきましては、別の者より説明をさせていただきます。

【資料1－1及び、資料1－2 第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)概要版について】

引き続き資料1－1と、あと後半の方では、事前にお配りしている資料1－2で、鳥取市介護保険事業計画高齢者福祉計画、高齢者福祉計画(案)概要版の、両方使って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、計画の概要です。資料1－1をめくって裏面をご覧くださいませでしょうか。右側に、施策体系というものが書いてございます。こちらの説明をさせていただきます。この施策体系でございますけども、最終的に、目指すべき姿を、この基本理念といたしまして、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりというものを設定しております。これは第8期の計画から引き続きまして、基本理念としているものでございます。

この度、作成する、第9期の計画では、ロジックモデルと呼ばれる考え方を活用いたしまして施策を構成しております。「ロジックモデル」を、なかなか聞いたことがないかなというような方もおられるかもしれませんが、ロジックモデルとは、事業ですとか組織が最終的に目指す目標、変化や効果といったものの、実現に向けた道筋を、体系的に図示したものになります。

この体系図で言いますと、基本理念を達成するために、3つの基本方針を定めています。またこの3つの基本方針の実現のために、10の施策目標を定めてございます。また、この10の施策目標を達成するために、ちょっとここには記載はないんですけども、49の施策の方向性を定めておりまして、またその49のですね、施策の方向性それぞれに、各事業ですとか、取り組みを設定しております。

これらそれぞれに成果指標の方を設定して、各事業を推進していく予定としておりま

す。

また取り組みの中でも、この資料の左下に記載してあるんですけども、重点的に取り組むテーマといたしまして、一番下の、「高齢者の社会参加とリエブリメント」以下ですね、5つの重点的に取り組むテーマというものを設定して事業を推進していきたいと考えているところでございます。

こちらの各施策のですね、ちょっと詳しい説明を省かせていただきますけども、概要版(資料1-2)の7ページから記載をさせていただいているところでございます。

続きまして介護保険料についてです。引き続き、資料1-1の裏面を、ご覧ください。左上なんですけども、介護保険料の推移ということで、今期8期までの介護保険料の推移を記載しております。

現在の第8期では、介護給付費等の準備基金を活用いたしまして、7期と比べまして、年額で2000円の引き下げを行ったところです。

傾向としましては、高齢者数の増加に伴う認定者数の増加、またそれに伴うサービス需要の増加により、介護保険に係る費用全体はですね、増加傾向にございます。第9期の保険料の案ということで、すいません資料1-2になります。

計画の概要版と縦長のものなんですけどその20ページをご覧ください。

保険料の算定方法と保険料の基準額というところになります。(ここで)1号保険料の算定方法について、簡単にご説明いたしますと、この9期中のですね、3年間で、必要な介護保険、全体の費用を推計し、その全体の費用のうちの23%が、介護保険料として必要な金額となります。その23%を、65歳以上の高齢者数で割ったものが、保険料基準額ということになります。9期ではですね、20ページ下に記載の通りなんですけども、年額7万3200円。基準額としたいと考えております。8期に比べまして、年額で2800円の引き下げとさせていただきたいと思っております。これはですね、保険料として必要な23%分の金額に、介護保険等の準備基金ですね、こちらの方、約13億円ほど取り崩しを行いまして、給付費自体は増加傾向にあるんですけども、保険料の引き下げを、行うものとしているところでございます。

また、はぐっていただいて最後のページ、21ページです。所得段階別の保険料を記載させていただいております。先ほど申しました基準額は7万3,200円なんですけども、各所得、多い少ないに応じまして、段階を設定して保険料をいただいております。8期ではですね、12段階の設定としておりましたけども、国が13段階の設定を行ったため、本市は、今回の改正で一段階、多段階化して13段階とさせていただこうと思っております。

ちなみに保険料率、年間保険料のところなんですけども、第1段階、第2段階、第3段階までは括弧書きで書かれている料率と、保険料額があると思っておりますけども、こちらですね、軽減措置がとられるため、この括弧書きの方が、実際の保険料になるといったところです。ですので、第1段階、第2段階、第3段階の方はですね、年間の保険料額が第1段階3万3,306円と書いてございますけども、括弧内の、2万862円が実際にかかる保険料額であり、第2段階第3段階も同様ということで、よろしくお願いしたいと思います。簡単ですけど概要の説明は以上です。

(委員長)

本計画案につきましては、老人福祉専門分科会で審議していただく予定としておりますが、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

ございませんか。はい。ないようですので、本計画案につきましては、老人福祉専門分科会で審議していただき、分科会で決議された意見をもちまして、本審議会としての答申といたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（２）鳥取市障がい者福祉計画・第７期鳥取市障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画について

（委員長）

議事の２、鳥取市障がい者福祉計画・第７期鳥取市障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画についてでございます。こちらでも現計画が令和５年度までということなので、令和６年度からの次期の計画についてでございます。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

【資料 ２－１ 鳥取市障がい者計画・第７期鳥取市障がい福祉計画・第３期鳥取市障がい児福祉計画の策定について、及び資料 ２－２ 鳥取市障がい者計画・第７期

お手元の資料は ２－１ の方ご覧いただけますでしょうか。まず、計画策定の趣旨でございますが、障害者基本法に基づきます市町村障害者計画、また障害者総合支援法に基づきます市町村障害福祉計画、あと児童福祉法に基づきます、障害児福祉計画、これらを市町村が定める必要がございます。

先ほどもございましたが、これら３つの現計画の計画期間が本年度で終了することとなることから、令和６年度を計画期間の初年度とする新しい計画を策定しようとするものでございます。

また、幼少期から成人期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、先ほどの３つの計画でございますが、これを一体的なものとして策定することとしております。

２番のところです。計画の位置付けということで、先ほどの３つの計画の関係でございますが、まず、障がいのある人に対する施策に関する基本的な計画というのが、まず障がい者計画ということになります。

鳥取市障がい福祉計画と、鳥取市障がい児福祉計画につきましては、鳥取市障がい者計画の生活支援の分野に関する実施計画というような位置付けになるものでございます。またこの度は、成年後見制度の利用促進に関する計画も、この計画に内包するというように定めることとしております。

３番の計画期間でございます。鳥取市障がい者計画につきましては、令和６年度から令和 14 年度までの 9 ヶ年間、第 7 期鳥取市障がい福祉計画と第 3 期鳥取市障害児福祉計画につきましては、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 ヶ年の計画としております。

計画の策定体制としまして 4 番のところでございますが、鳥取市障がい者計画等策

定委員会、これは当事者団体の代表者の方でありますとか、有識者から公募委員など、10名の外部委員の方による委員会で、計画原案を練っていただいております。

5番の計画策定のスケジュールでございますが、7月から先ほどの策定委員会の方でご審議をいただいて、12月に新政策コメントを実施し、先だって1月25日に、計画策定委員会の方から、最終案ということで決定をいただいたところでございます。今後の予定といたしましては、2月5日に心身障がい者福祉専門分科会の方でまたご審議をいただく予定としております。6番につきましては、また概要の方で改めてご説明申し上げます。

続きまして、資料の方は2-2の方ご覧いただけますでしょうか。それぞれの計画の概要について説明を申し上げたいと思います。総論の方は先ほどお話ししたようなお話でございます。4ページ、下の方に、障がい者計画というのがございます。こちらをご覧いただけますでしょうか。障がい者計画につきましては、国の第5次の障害者基本計画を基本としまして、近年の状況の変化でありますとか、ニーズ調査、計画策定委員や当事者の意見等を踏まえまして、現行計画の見直しを行ってございます。

基本理念としましては、いつまでも暮らしたい鳥取市、ともに生きる地域づくりといたしまして、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認め合い、支え合う社会の実現を目指すものとしてございます。

5ページでございますが、こちらの表が施策体系の表に、なっております。

この表に掲げている基本方針の9つの分野につきまして、合計で35項目の取り組みを掲載することとしております。

その中では、国の基本的な考え方などを踏まえまして、SDGsの理念でありますとか、障がい者差別解消、ソフトハード両面のバリアフリー化などは、全体的な横断的視点として取り入れておりまして、アクセシビリティ向上に資するような新たな技術の利活用促進などにつきましても、取り入れることとしております。

ページをお進みいただいて、6ページの方ご覧いただけますでしょうか。こちらのページからが第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画でございます。こちらの計画は、これも国の基本指針っていうのがございまして、これに即して、障害福祉サービスに関連する成果目標や、サービス見込み量確保方策、ということを定めることが目的のものでございます。7ページに成果目標ということで挙げております。これは国の基本指針において、成果目標として設定するよう求められている項目でございまして、目標を達成するための評価の指標と併せて決定してございます。この成果目標とも関連しますが、この計画の重点施策としては、9ページの下の方でございます。まず、第7期障がい福祉計画における重点施策としましては、3つの項目を挙げてございます。

1つ目が、相談支援事業の充実強化といたしまして、これは具体的なサービス利用に結びつけるための計画相談の体制整備、また、相談支援の中核機能を担う基幹相談支援センターの機能強化に加えまして、重層的支援体制整備事業による多機関協働の取り組み、等々の活用によりまして、様々な相談を受けとめて、必要な人に必要な支援が行き届くよう、相談支援事業の充実強化を図りたいと考えております。

また、2つ目のところの項目ですが、就労への支援でございますけれども、これはこれまでの目標と重点施策の継続でございますが、これは生きがいを持って生活するために重要な項目でございます、これまでも重点施策として掲げながら、十分な取り組みができない時期もございました。

就労継続支援でのサービス内容の充実、ハローワーク、あと、(障害者就業・生活支援センター) しらはまさんでありますとか、相談支援事業所などと連携した就労でありますとか就労定着などの促進に、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

3つ目の項目でございます。地域生活の支援体制の整備ということで、これは全く新しい新規の項目でございますが、こちらは共生社会の実現のために特に力を今後入れていきたいと考えている項目でございます、障がい者の方の重度化高齢化、また親なき後を見据えた地域生活支援拠点の整備充実、また、保健医療福祉などの関係機関で連携し、病院や施設からの地域生活への移行、支援に関する、精神障がい者の方にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどを進めまして、障がいのある方が地域の一員として自分らしく生活することを支援していきたいと考えております。

また、第3期障がい児福祉計画の重点施策としては1つの項目でございますけれども、切れ目のない支援体制の構築ということで、乳幼児から学校卒業、障害福祉サービスへの移行まで一貫した効果的な支援の体制の充実を図っていききたいと考えております。

その他、10ページの下の方からでございますけれども、この計画には障害福祉サービスの提供実績でありますとか、ニーズ調査に基づく、各障害福祉サービス、また障害児通所支援サービスの見込量、その確保方策についても、定めることとしております。特徴的なところを幾つか申し上げますと、訪問系サービスのところでは、2つ目の項目、11ページの上の方でございますけれども、重度訪問介護というのがございます。これは、例えばALSなどのように、重度の肢体不自由で、1日のほとんど介護が必要な場合のサービスでございます、近年参入事業者もあり、人数こそまだ少ないんですけども、ニーズや実績が大きく増えているようなところでございまして、これも提供体制の拡充が必要となっております。また、同じページの日中活動系サービスの中では、下の方でございますが就労継続支援B型というのがございます。これについては、利用者も多いのですけれども、事業所数が飽和状態に近いような状況でございます、既存事業者を含めた質の確保、また、定員割れを防止するための新規参入抑制についても、今後検討していく必要があると考えているところです。

あと、1ページ進んでいただいて12ページのところでございますけれども、(3)居住系サービスのところをご覧くださいと思いますが、ここのところでは、共同生活援助、これはグループホームでございますが、これや施設入所支援のところに関連するんですけども、これは先ほどの重点施策としても関連して、来る項目ですが、施設から地域生活への移行ということで、グループホームなどの受け皿を増やし、支援体制も整備して、施設入所からの地域生活移行を促進しようということを表したものでございます。

あと、13ページ下の方ですね。障がい児の方になりますけれども、一番下のところ

に、放課後等デイサービスっていうのがございます。

これが児童の通所サービスの見込み量では、特に近年この放課後等デイサービスの需要が一応大きく伸びておりまして、共働きの増加というこの状況はまだまだ続くと見込んでおりまして、施設整備拡充でありますとか、人材確保への対応が必要と考えているところです。

以上が計画の内容でございますが、実施状況につきましては、鳥取市障がい者施策推進協議会などで毎年度状況をチェックしていただきながら、取り組みを、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

(委員長)

はい。どうもありがとうございました。

本計画につきましては、心身障がい福祉専門分科会で審議をしていただく予定としておりますが、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。はい。どうぞ。

(委員)

ちょっと目新しい言葉がありまして、1つは11ページの就労選択支援。なんか、6年度がゼロということですけどこの内容は、そういう選択支援をする、コーディネーターをする人、(または)利用者がゼロということですね。ゼロというの余りにも、計画が少ないんじゃないかというふうに思います。内容等、お聞きかせいただけたらと思います。それから、12ページの5のところの自発的活動支援事業というんですけど、この内容はどういうものかなということで、まず質問をいたします。

(委員長)

はい、では、回答の方をお願いします。

(事務局)

まず11ページの就労選択肢につきましてですけども、実はこれは、障害者総合支援法が改正になって、この令和6年の4月から新しく始まる事業でございます。ご本人の能力であったり、適正であったり、そういったところを踏まえて、いろんな就業の選択とか、そういったことを支援するというような新しいサービスでございます。ちょっとまだ詳しいところがわかってないところがありまして、令和6年度すぐから数字を上げるのは、ちょっとまだ準備なども必要かなというところで数字を上げておりませんが、新しい事業ということで、内容等を確認しながら進めていきたいと考えております。あと自発的活動支援事業でございますけども、ちょっとこれについては、確認させていただいて後程、回答させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。もう少しちょっと続きでよろしいでしょうか。地域で暮らせるようにということですね。文面としてはかなりありますし、ここにも書いてありますように、親が高齢化しております。例えば父親が介護が必要な状態になられ、お母さんだけが頑張っておられるんですけど、当事者の方を抱えておられて、(精神障がいのある当事者の)長男さんの方が、「もう自分は生きたくないから薬を飲まない」というようなことを、言い出されて、親も説得して、その結果やっぱり妄想が出たりして、もう救急車を呼んでやっと、入院してもらったというふうなことを言っておられまして、その例のように、親が高齢となっていくますし、本人たちがね、グループホームに入って、自活できるように、支援していくというのでしょうかね、そういったことの必要性が、とても多くなっておりますので、そういった点を支援していただきたいということと、それから生活介護になるとどうでしょうか、やっぱり親も高齢となっていくますし、本人の病院での診察だけじゃなくて、生活面の訪問看護というようなところを見ましたら、割とちょっと数字が少ないなと思いますし、そういう事業所を、ふやしておく必要が生じてくるのではないかなというふうなことを感じております。また検討いただけたらと思います。

それとちょっと追加ですけど歯科診療の方でね、とても知った方で、当事者の方が歯医者に行けない状態で、本当に、食べる物を、もう老人食のようにもうして食べさせてあげておられて、訪問介護の方がこられて、それだったら訪問の歯科診療があるんですよってというようなことをがわかって、今、本人もね、やっと受ける気になられて、とても家族も喜んでおられたし、そういったことももう少し、人数も限られてると思いますけども、もう少しPRしていくというか、支援をしていくというか、そういった点もね、あわせてお願いしたいと思います。

以上です。

(委員長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。
その点も検討していただきたいと思います。

(委員)

議長よろしいでしょうか。今の歯科の話でちょっと別の話で、まだ分科会の方でお話しさせていただきたいと思いますが、心身障がい福祉専門分科会の方に携わっております、ちょっと教えていただきたいんですけども。

この鳥取市の介護保険事業計画の高齢者福祉計画の部分と、それからこちらの鳥取市障がい者計画或いは障がい児計画の方とで、ご存じだと思いますけども、いわゆる1970年代に障害児入所施設として始まったところが、ほとんど高齢化してしまって高齢者施設みたいな状態になってしまっているという状況なんですけども、いわゆる高齢化された障がい者の方をケアする施策っていうのは、どちら側で考えればいいのかということです。分科会で審議をさせていただくので、要するに、高齢化されてる方をケアする計画というか包括する計画はどちらをメインに考えれば(良いか)。例えば、この資料の資料2-1の方には幼少期から成人期まで書いてあるんですね。

でもこれ以降は書いてないんですよ。

先ほど説明があった今回新規で出てきた、10 ページと 12 ページにあったと思うんですけど。支援体制の整備というところで、ここ 1 ヶ所だけ高齢化なんていう言葉が出てきますよね。ですので、もし高齢化を含めたことを、ここに計画で話してることになる、分科会の方でもそうだねってちょっと考えさせていかなきゃいけないと思うんですけど。

その辺のところのすみ分けといいますかいわゆるその対象の方が漏れがないようにしなきゃいけないと思いますんで、その辺の考え方をちょっと教えていただければと思います。

(委員長)

事務局、お願いします。

(事務局)

重点施策のところで、高齢化という言葉を使わせていただいたと思います。こちらの方のペーパーとしての意味合いでは、特に介護したりとか、面倒見たりとかっていう方が高齢化して、残されたこどもさんとか、そういった方をどうするかというのを、この地域生活支援拠点とか、そういった事業で、障害福祉のサービスなども絡めながら考えていきたいということで、どちらかというと、ご本人というよりは、見ておられた親御さん、そういう意味合いでちょっとこちらの方には記載してございます。

ただ、先ほど重点の方でも申し上げました施設でありますとか、病院とか、そういったところから地域生活への移行ということについては、これはもちろん高齢の方もいらっしゃるというようなところはありますけども、基本的に今回の私どもの計画の方で対象としておりますのは、障がい者の施設に今おられて、その方が地域に移るかというようなことは高齢の方でも、こちらの計画の中で考えておりますけども、例えば今おられるのが、介護の方の施設におられてというような形になると、高齢者の計画の方の関係になってくるのかなということは考えておりますけれども、いずれにしても、市役所の中の事務でございますので、「ここは介護。ここは障がい。」というようなことでなくて、それぞれの関係のスタッフ等、支援会議等を持ちまして情報共有して、適切な支援ができるようにしてきているところで、今後もそれはやっていきたいと考えております。以上です。

(委員)

はい。おっしゃることはわかるんですけど、ただこの 10 ページなんかそういうことやっぱり、障がいのある人の重度化・高齢化っていうところだと思いますし、実際問題そこを、やっぱり念頭に入れたことを考えておかないと、施設だけじゃなくて、在宅の方もいらっしゃいますけども、市谷委員さんの言われた状態もかなり出てくると思いますんで、その辺をどちらがケアする、どちらでサポートするかっていうことを、明確に体系づけて教えていただけると、我々も審査しやすいかなと思いますので。

今日ということではありませんので、ぜひよろしくお願いいたします。

(委員長)

では、よろしくお願いいたします。他にございますでしょうか。

(委員)

2点質問させていただきたいと思います。10 ページのですね、就労への支援ということで、継続となっております。具体的に右の表 11 ページの方に、就労支援、就労移行支援というふうになってはいますが、継続事業になってはいますので、これまでに具体的に何人、どのぐらいされて、今後どういう向きに増やしていくのかという、そのところが1点ございます。

それからもう1つは、10 ページのその下の、地域生活支援体制の整備というところで、一番下に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきますということですが、現在、ひょっとしたら、社会福祉協議会の方に、生活支援体制ということで、地域包括ケアシステム導入の、委託しておられると思います。これとまた別個に、これを作られるのか。新規となっておりますけど。いかがでしょうかという内容です。以上です。

(委員長)

はい。では、回答をお願いいたします。

(事務局)

まず、就労継続支援A型でありますとか、そういった状況ですが、計画書の方には実績も載せておりますが、近年の実績としましては、令和5年度の実績見込みとしましては、現在のところ就労継続支援A型では131名の方にご利用いただいて、これは見込みでございますが令和4年度の実績としましては、133人の方にご利用いただいているところでございます。ここの重点施策として挙げております就労への支援ということは、これは希望される方に、きちんとそういったことサービスが行き届くようにということで挙げておるところでございます。就労継続支援A型を希望される方には、そういったサービス、また一般就労を希望される方には、そういったサービスや、またサービスを受けられるようにするための支援でありますとか、そういったところを、関係機関と連携して、職場の紹介だったりとか、サービスの紹介、そういったことをやっていこうということで挙げております。

また、もう1つの重点施策で上がっているところの、10 ページの下の方の中頃ですが、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムというところのご質問いただきました。

これは先ほどお話のありました社会福祉協議会の方に委託しているその生活支援の事業というのとは、また別のものがございます。この事業自体は以前からやっているんですけれども、それこそ目的とすることは、病院とか施設でありますとか、そういったところの入所から地域生活へ移行するための仕組みを作っていこうという

ことで、これは何か個別の事業をするということだけではなかなか難しく、先ほどからありましたグループホームでありますとか、そういった地域の生活の受け皿、また、その周辺の地元の方の理解、また、市谷委員からもありましたけども、訪問看護でありますとか、在宅でありながらも医療を受けられる体制、あと、デイサービスという話もありましたけど、在宅でのサービスの提供、また、関係機関等を含めた相談体制の整備、そういったことを包括的に進めていくというようなところでございまして、ここでは、「包括ケアシステム」、という言い方をしておりますが、医療機関の方をもちろんなんですが、そういったことを、関係機関も連携して、取り組みを進めていきたいということで、施策として挙げているところでございます。

以上です。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

地域包括ケアシステムの関係ですけども、やはりこの専門職の話し合いの場で協議する場というのも大事なんだろうというふうに思いますけども、やはり地域の中での受け皿、地域に帰って来られる、地域で支えていくという、そういう観点も必要なのかなということで、現在、高齢者を中心にした、社協さんの地域包括ケアシステム、こういうのがリンクする部分というのもあったりして、1つはその障がい者を、巻き込んだ地域づくり、まちづくり、それから、障がい者の方も、そこに住み続けるような、地域づくりと、それから居場所づくり、それから家族の方なんかが相談できる相談支援という、3本が中心となってやっていかないけんのかなということです、地域も巻き込んだ取り組みをぜひ、考えていただけたらありがたいかなというふうに思います。以上です。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

すいません。最初の方にご質問いただいたことで、お答えしてないところがあったので今よろしいでしょうか。資料の方で言いますと、12ページのところの、地域生活支援事業の見込み量のところでございました「自発的活動支援事業」というのはどんなものなんだろうかという、ご質問いただきまして、その点についてのお答え申し上げます。これは、この部分はちょっと国の区分を使っておりますとわかりにくい項目なんですけども、内容としましては、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいのある人やその家族や地域住民等による自発的な取り組みを支援するというような内容のことでございまして、具体的に今やっております事業としましては、各障がい者の団体さんが、いろんな活動で利用されるバスの補助金であったり、また、その団体の活動の支援の助成であったり、そういったところ

が可能になっているところでございまして、こういったことは、今後も実施、また拡充していきたいということで挙げさせていただいております。以上です。

(委員長)

よろしいでしょうか。はい。

(委員)

はい。先ほど、地域でね、包括的に、障がいを持った方も、支援していく必要があるんじゃないかというふうに、本当に考えていただいています。ところが名目だけが、障がい者の問題が、地域支援というふうなことに、鳥取市も社会福祉の中にきちっと位置付けて欲しいということを要望もしています。実際は、なかなかそのあたりがうまく、各地域におりてないけど、自発的に本当に考えておられて、そういう目で、地域を見ていらっしゃって、そういう形になるように、社会福祉の方で、何かもう1つ、包括的に障がい者も支援していくというふうに、題目はずっと流れが来てるんですけど実際はね、もう少しそのあたりをきちっと、お願いしたいなというふうに思っています。以上です。

(委員長)

では、今のご意見を十分にに入れていただいて、検討していただきますようよろしくお願いします。

(委員)

失礼します。いただいております資料の最初の2点、ご質問させていただきたいなと思っております。まず5ページの施策体系、2の施策体系の方がありまして、基本方針、取り組みとなっているんですけども、この取り組みの後に、より具体的な何等かの取り組みがまた動いていくということなのかなと思うんですけども、これを実行していったって、目標数量に達していこうということを目指していきましようというふうな認識に私の中では今なっているんですが、では、この具体的な取り組みをしていくために必要な財源等の予算要求というのはもうすでに終わっていると思ったらよろしいでしょうか。というのが1点と、あと、どうしてもこどもに関わることについてちょっといろいろ知りたくなってしまうので、同じように、10ページのところの、障がい児福祉計画における重点施策となって、(2)番ですね切れ目のない支援体制等の構築で継続となっているこの「切れ目」というのが指しているものというのが、例えば、時間軸としては経年を指しているのか、あとは、こどもたちの生活圏内の中にどうしても教育・福祉という枠組み的なものが発生しているので、そういうふうな医療も含めてですね、医療、福祉、教育というそれらのものの切れ目というのを、どこを指すのかなってというのがちょっと読み取りにくかったので、そこをお尋ねしたい。特にこの「切れ目のない支援体制」の中で大切になってくるであろうと思われるその基幹支援センター等の、相談事業の充実というところもお上げになってらっしゃるかなと、拝聴したんですけども、その相談業務の充実というのは、一体何を指して充実するの

か？その相談員の数なのか？相談スキルであるのか？、あとは、そのセンター自体の配置数なのかっていうのが、数量のところで行くと、何か、ちょっと僕の中ではこれでじゃあそれを達成できるのかなっていう不安があったので、その辺をちょっとお聞かせ願えたらと思います。

(委員長)

では事務局の方で、お願いいたします。

(事務局)

まず最初のご質問でございます。5 ページの方の取り組みで上げている具体的な内容についての予算要求が終わっているのかというようなところでございまして、必要な事業については、現在からやっているもの等についても当然予算要求もさせていただいておりまして、中には、今後、新しく取り組んでいくというようなところも、今現在盛り込めるものが盛り込んでいるところでございます。

また、この計画は長期の計画でございますので、その時々で必要な、事項については、また、今回挙げてないから、挙げないということではなくて、必要なことは挙げていくということで、随時やっていきたいと思っております。

また、10 ページの方の障がい児福祉計画のところの「切れ目のない」というのはどういった意味かというようなところでございます。これは言われる通りでございますけれども、時間軸のことと、教育・福祉のことと、両方あるかと思いますが、特に時間軸の方が、やはり制度的にははさまになることが多くて、特に一番言われているのは、18 歳になったときに、これは障がい児のサービスから障がい者のサービスに替わると。法律体系も児童福祉法から障害者総合支援法に変わるということで、このあたり、国の所管省庁もこども家庭庁から、また厚生労働省と所管官庁も違うというところがあって、ただ、こどもさんは引き続きサービスが必要だというようなところもあったりするので、そういったところで「切れ目」になってしまってサービスが終わってしまったりっていうことがないように、きっちりそれぞれサービスを引き継げるように、関係者等でも連携をとりながら、不利益にならないよう気をつけてやっていこうというところが、一番重視するところでございますし、また、保育所から、学校に上がるとか、そういったところの支援についても、これも、大きな切れ目になってしまうので、十分引き継ぎ等やりまして、学校なりでも必要な体制がとれるようにということで、やっていこうということで市の方でも、教育と幼児期等、連携するような部署も持っておりまして、こども発達支援センターというところで、幼児期と教育のところということを連携とるようなそういった部署を持っておりまして、そういったところを切れ目が生じないようにやっていこうということで、考えております。

また相談支援体制の充実というようなことにつきましては、これはセンターもそうなんですけれども、それぞれサービスを使う場合は相談員という方が大きく関わりを持っておりまして、そういったところと、きっちり連携を取ることが何よりなので、そこに任せっきりということではなくて、市の方でも、自立支援協議会等で、関係する事業者の皆さんに集まっていいただいて、いろんな課題について検討したいとい

う場も思っておりますので、そういったところを活用しながら、情報共有とか、また課題についても共有しながら、必要な支援が受けられるようにということで、気をつけてやっていきたいと思います。以上でございます。

(委員長)

はい。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。ありがとうございます。それを、より現場に下りたときに、例えばイニシアチブを取るのは、教育・福祉ってなったときにどうとるんだろうとかですね、そこまでのことが、例えば、福祉の相談員だったり、担当者会議とかっていう形で切れ目のないような形をとりましょうって現場でやってる場合に、本当にその相談員に教育と福祉の内容っていうところの、しっかりとファシリテーターを含めてやれる状態までになっているのかって言うのもちょっと、自分としてはわかりにくいなっていうのもあったので、役割が明確になっている以上、誰かがしなければならなくなると思うんですけど、そこは本当に目指す「切れ目」っていうのが、省庁が変わるとか、成長期でライフステージによって変わるとかって、もろもろあると思うんですけど、実際に本当にサービスを必要としてる子たちを、「(障がい) 者」に変わった以降もなんですけど、未満児から児童に関わるのところも、どういう形で誰がしっかりと引き継ぎ続けるのかっていうのは、今後、放課後等デイサービスの数がこれだけ増えてきてるんで、学童児童クラブの利用者数は逆に減ってきているっていう現状を見る限り、どうしてもその福祉サービスを受けるこども達の数が増えてきていて、次の段階の計画の、その子たちのことを考えると、その時に、本当にサービス支援がどこまで整ってるのかっていうのがすごく、今から調べないといけないことかなっていうのは思ったもので、これは(障がいの)手帳を持ってるこどもじゃなくて受給者証だけでサービスを受けてるこどもたちもたくさんいるわけですので、それらのこどもたちも含めて、しっかりと充実したサービスの機会と質を提供していく準備っていうのも今からやっていく計画であると、願ってますので、そこをわかりやすくしてあげることも大事で、それを引っ張っていける人材を現場で作っていくのはまだとても大切なことだろうなと、自分たちがなればいいんですけども、そう思っていますので、はい、ありがとうございます。

(委員長)

はい。非常に難しい問題で、医療では、このあたりを移行期医療ととらえて現在検討されているところです。「シームレス」って簡単に言えて、確かに綺麗な言葉なんですけど、本当にどこの分野でも、いろんな場面でシームレスになるよう、取り組んでいただきたいと思いますので、そのあたりも十分考えていただけたらと思います。では他にございませんでしょうか。

(委員)

ちょっと確認させていただきたいんですが、8 ページの⑤。
児の支援体制の中での児童発達支援センターの設置は、若草学園を指しているという理解ですよね。その場合、8 年度末で機能の充実というふうな形を挙げられていて、言葉の使い方もちょっとよくわからない部分があって他のその下でいくと内容の充実ってあるんですが、実は今、児童福祉分科会で出てきている公立保育園の再編というか、整備計画上がっています。

若草学園も、ある意味では本来整備計画っていうのはどこが考えるのかっていう問題あるんですが、例えば自治体によっては、その下のところですね先ほど8 ページの下の、インクルージョンを推進する体制、インクルージョンのこの意味はどう理解するかによるんですが、公立保育園と、それから児発、公立で持っているものを、同じ建物として運営したりとか、それから昨年でしたでしょうかね、通知がこども家庭庁になる前の厚生労働省の通知があったと思うんですが、保育士の配置の仕方も、相互乗り入れができるような形になったりとかして、いわゆる一体施設の作り方、これが可能だったりするような方向が出てきているので、いずれそういう議論が予定されているという形で、分科会を超えたような、そういった議論がこれから展開されるのか。いや、そういう前提がまだないですというのかその辺り、もし、イメージがあるんだったらちょっと簡単でもいいので、伝えておいていただくとこちらのほういいかなと思うんですが、難しかったですか。

(委員長)

事務局さんよろしくお願いします。

(事務局)

再配置計画に関して、こども未来課の方で関わらせていただいておりますのでお答えさせていただきます。今、委員さんからありました、同じ建物でというような構想につきまして、今のところ持っておりません。

ただ機能の充実というところは今、通所外来の療育をやっておりまして、こちらの機能につきまして、おそらく充実を図っていくという意味で、こちら書かせていただいたと考えております。以上です。

(委員長)

はい。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。もし分科会の内容を超えるようなことがあれば、お知らせいただきたいなということです。

(委員長)

他にございますでしょうか。どうぞ。

(委員)

何回もすいませんけども、切れ目のないということです。今後は福祉部、担当でやっぱり切れ目がないということになれば、小中学校、教育委員会の関係なので、そのあたりを1つの市役所の同じ支援ですので、やはり教育委員会の辺りとの連携をとりながら、やっていただきたいと。

そうしないと切れ目のない教育、支援というのはできないと思いますので。今日はあえて教育委員会を呼んでおられないのかもしれませんが、教育委員会部局にもぜひそのあたりを伝えて、実りあるものにしていただきたいというふうに、お願いします。答えは結構ですので、よろしくお願いします。

(委員長)

では切れ目のないというのは、非常に大事なキーワードですので、すべての面で切れ目がなくやっていければ、非常にありがたいと思います。よろしくお願いします。他にはございませんでしょうか。

(委員)

末端にいくと違った考えになる。ワンチームで行くならいいけど、それぞれここから右にいったり、左にいったり、おろしていくと、利用者にも、何を言われているか、わからないようなことになる。鳥取市の計画を作った人は、自分が1人作って、あっち行く、こっち行くとなるようなことを考えずに、作っとるんでしょうけど。

やっぱり鳥取市の市民に、例えば、老人の人や、ここでは決まっとることが、その受ける人の部分が大きく違うってことは度々あるんです。だからそこら辺は一旦はできるようにしてもらわないと。どんなにいい計画が立っても、使う人が増えないような格好になると。だから、ここの課はこういうし、こっちはこういう趣旨。例えば、社会福祉協議会のように、ここのようなことが全く違うとは言わんけど、違っていることもある。なので、ちゃんと委嘱したりいろんなことをするとき、ようわかるように話をしておいてもらわないと。これまでもずっと、8期（鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画）まで継続でしてきているんだけど、この計画の8期なら8期の計画を、よう理解できているならいいけど、できていない人がある。かなり多いです。

そして、受益者の方も全くわかりませんし、そのようなことがあるんで、そういうことがないように、こまめに会議してもらったり、意思が通じるようにしてもらわないと。計画は計画倒れになってしまうような格好になりますんで、その辺は気つけてやってください。以上です。

(委員長)

ただいまの委員さんのご意見は、毎回、出ているように思います。この鳥取市の計画を見ると、すごい、だけど実際はどうなんだというのは、これまでも出てたと思いますので、その点にも留意してもらってですね、対応していただけたらと思います。よろしくお願いします。

(委員)

10 ページの地域生活の支援体制の整備のところですが、障がいのある方が地域生活に移行する上で支援体制を整えていくというお話だと思います。その支援体制の中には、当然書いてありますように保健医療福祉の専門職の方々との連携ってのも、当然重要なことですが、これにプラスしてやはりその、それぞれ個人の方々が、例えば、「必要なサービスを利用する」、「財産の管理をしていく」、そういったいろいろな法律的な面でのサポートっていうのも当然必要になってくると思うんですね。

審議が終わりましたが、介護保険事業計画の方では、12 ページの (3)、権利擁護の取り組みの中で、当センター、アドサポセンターとの連携で、権利擁護を進めていきますということが明記されております。これは、言え、法律専門職との連携でしっかりと支援体制をとっていきますっていうことが明記されているということだと思うんですが、障がい福祉計画の方を見ますと、ちょっとその辺が、弱いのかなというふうに読みまして、できますれば、この、特に地域生活支援体制整備というところで、法律専門職との連携を図りながら、より充実した支援体制を構築していくっていうことも、記載していただけるといいのではないかなということで、ちょっとご意見として申し上げさせていただきます。

(委員長)

では事務局で、その辺も考慮していただきたいと思います。非常に熱い議論がありまして、うれしい限りでございます。

では、本計画案につきましては、心身障がい福祉専門分科会で審議していただき、分科会で決議された意見をもって、本審議会としての答申としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) 各専門分科会からの報告について

(委員長)

それでは次に進みます。議事の3でございます。各専門分科会審議部会の活動報告について、これを鳥取市、社会福祉審議会規程第8条第2項及び第9条において、専門分科会及び審査部会の決議はこれをもって審議会の決議とすることができるとして、この場合には、次の審議会に報告するものとするとありますので、本議会においてご報告いただくものです。お配りしております資料に、専門分科会、審査部会の活動概要を取りまとめております。

民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の順に、分科会長より報告をお願いいたします。そして、報告内容や説明につきましてはのご質問などは、すべての分科会報告が終わった後で一括してお受けいたします。よろしくお願いいたします。

(民生委員審査専門分科会会長)

この分科会につきましては、開催いたしておりませんので、その旨ご報告をさせていただきます。

(委員長)

では続きまして心身障がい福祉専門分科会お願いいたします。

(心身障がい福祉専門分科会長)

心身障がい福祉専門分科会の開催状況についてです。2の方開催状況にありますように指定医師等審査専門部会を開催しております。令和5年8月10日に書面開催にて、第1回の鳥取市社会福祉審議会指定医師等審査専門部会を開催し、結果としまして、身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定を3件、承認しております。以上です。

(委員長)

続きまして、老人福祉専門分科会お願いいたします。

(老人福祉専門分科会会長 垣屋委員)

分科会の開催はありませんでした。以上です。

(委員長)

続きまして、児童福祉専門分科会お願いいたします。

(事務局)

失礼します。児童福祉専門分科会ですけれども、本日会長がご欠席ということで、事務局から報告させていただきます。

児童福祉専門分科会になりますけれども、目的としましては、書かせてもらっております通り、児童福祉等に関する事項を調査審議していただいております。開催状況でございますけれども、まず第1回の児童福祉専門分科会を、6月9日に開催しております。こちらは書面での開催ということで、意見聴取期間を6月9日から6月30日までということでさせていただきました。内容としましては、小規模保育施設の定員変更についてということで、入所児童数が減少しております1つの園につきまして、現状に即した定員設定ということで、安定した経営をするということ、要望といいますか受けましたので、それに対しての議論をいただきました。結果といたしまして、諮問案の通り決定をすることを妥当と認めていただいたところでございます。

第2回目としまして、9月25日月曜日に開催しております。会場はこちらの本庁舎の6階の会議室でございます。

議題としましては、まず母子健康手帳の名称についてということで、こちらも法律に基づいた名称として母子健康手帳というのがございますが、近年の父親の育児参加の促進であるとか、家族形態の多様化ということを受けまして、この母子健康手帳の名称に、違う名称を併記してはということで、要望等も受けておりますのでこちらについて、この会の中で、ご議論いただきました。2点目としまして、特定教育保育施設等の利用定員の設定についてということで、こちらにつきましては、小規模保育施設、2つの園につきまして、事業継承するというところで、ご要望ありましたので、そ

ちらに關しまして議論いただきまして、2つの園の名称の変更と、利用定員を改めて設定したということでございます。

3つ目の保育施設の定員変更についてということですが、こちらは各保育施設から経営轉換といいますか、認定こども園に変更したいというようなことの要望が近年多く寄せられておりまして、それに伴いまして、そちらの定員の変更の仕方、これについて一定のルールを設けたいということで、事務局の方から提案をいたしまして、議論をいただきました。以上3点をご議論いただきまして、諮問通り決定することを適当と認めていただいたところでございます。

次のページになります。3点目になります。こちら子ども子育て支援事業計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項の調査審議ということで、こちらの書面ではございますけども、12月19日に、委員さんの方に文書を送らせていただきまして、議題として上げさせてもらってます。鳥取市公立保育施設再配置計画素案について、こちらについての意見募集という形で、12月19日から1月29日までの期間、意見募集をさせていただきました。こちらとしましては、保育所入所児童数が、令和元年度をピークとして、減少傾向にあるというような背景を受けまして、今後の民営化であるとか、統廃合というような方針を、今後策定していく必要があるということで、その計画案についての意見を募集したものでございます。こちらについては法律に基づく計画等ではございませんので、意見ということで募集をさせてもらっておるところでございます。結果につきましては来月3月に予定しております第3回の分科会において報告、それからまた策定の審議をいただくように予定しております。以上でございます。

(委員長)

ただいまの4分科会からの報告内容について、ご質問などございましたらお願いします。

ないようですので、次に進みたいと思います。議事の4その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(委員)

本計画とは関係ないかもわかりませんが、(今回の説明に)難しい言葉が出てきます。最初、事務局から、ロジックモデルについては説明があったんですけど、その下の「リエイブルメント」というような言葉などは、注釈として上げていただくとありがたい。読んでいけば、なるほどとわかってくるんですが、最初見たときに、これはどういうことかなと思いますので、そのところをお願いしたいと思います。

それともう1点ですけど、これも要望ということでお聞きいただきたいなと思いますけども、これは高齢者の関係です。高齢者の中で、2ページの上から4段目くらいに、③で「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」ということがございます。今般皆さんがご承知だと思うんですけど、介護保険料の不正受給というのがございました。介護保険については、いろいろ、精査をしたり調査もされたりしておるんですけども、鳥取市として、やはりこういう事態が起きたら、

市内の介護事業者のケアマネジャーや社会福祉士、中核市ですので、岩美町や若桜町や八頭町や智頭町のあたりまでの人を呼んで、こうしたことは二度と起きないように対策というものを検討していただきたい。済んだらもういいということではなくて、やはり二度とこういうことが起きないように、取り組んでいただきたいと思いますし、それから、内部告発・外部告発、そういうことも含めて、対応いただけたらありがたい。1ヶ所のその事業所担当者だけにとどめずに、やはり事後の取り組みが必要なんじゃないかなと思いますので、これは情報ということで、答えは結構ですので、ぜひそういう取り組みをやっていただきたいと思います。以上です。

(委員長)

はい。ではただいまの、ご要望をしっかりと聞きし事務局は対応していただきたいと思います。

その他、事務局から何かあればお願いしたいと思います。

(事務局)

事務局からはありません。

(委員長)

それでは、審議を終了したいと思います。予定されていた議事は終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

4 その他

(事務局)

それでは4番その他に移りたいと思います。現在、委員の皆様におかれましては、委員の任期が令和6年の4月24日までとなっております。3月に入りましたら、それぞれの所属団体様の方に改めて、委員の推薦をお願いする予定としております。

連絡事項は以上ですとなりますので、5番の閉会に移りたいと思います。

5 閉会

それでは閉会にあたりまして、福祉部長より一言ご挨拶させていただきます。

(福祉部長)

あいさつ

(事務局)

以上をもちまして、令和5年度第1回鳥取市社会福祉審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。